

令和３年度１１月定例委員会

○ 日時：令和３年１１月２６日(金) １６：００～（議事）

○ 場所：地域活力センター ２Ｆ 大ホール

出席：農業委員 中平紀善会長・上田和弘・谷川恵美・中岡勝寿・白石さかえ
推進委員 中平勝也・岡林勝・高橋正知・川上厚志・高橋亀一郎
事務局 大川事務局長・川村幸司・宮岡慎太郎・中平知砂

事務局	皆さん、お揃いになりましたので１１月の定例会を開催したいと思います。 会長宜しく申し上げます。
-----	--

中平会長	皆さんこんにちは。 委員の皆さん方には、大変御多用のところ御出席をいただきまして、１１月の定例会が開催出来ますこと、厚く御礼を申し上げます。 今日は後の計画も、予定とさせていただいております、時間を変更しての御案内をさせていただいたところでございます。 １１月もいよいよ残り少なくなってまいりまして、初冬の季節となってまいりました。 こうした中にありまして、コロナ感染症につきましては、終息の気配が見せておりますけれども、今日のニュースを聞いておりますと、南アフリカのほうで新たな変異ウイルスが発見されたというような事も聞いておりまして、まだまだ予断を許さないような状況が続くのではないかと思っておるところでございます。 なお、今日の会議につきましては、この後、須崎農業振興センターのほうにも参加をしていただきまして、意見交換会をするように予定しておりますのでよろしくお願いいたしまして、開催をさせていただきます。 それでは早速、議案のほうに移りたいと思いますが、本日の議事録署名員につきましては、上田委員と白石委員にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。 それではまず、第１号議案、農地法第３条の規定によります許可申請につきまして事務局の御説明をお願いいたします。
------	--

事務局	第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請書 譲渡人： 譲受人： 対象地：
-----	--

	面 積： 地 目： 契約内容： 1 件目につきましては、●●から●●への所有権移転があります。 農地の場所につきましては 13 ページ、15 ページをご覧ください。 16 ページの方をご覧くださいますと、田んぼの中に畑だけがあるところで●●が実際に耕作もしておりまして、周辺もほとんど●●の名義になってまして申請地だけが●●の土地になっているそうです。 今回、売却をされて所有権を移転されるということでの 3 条申請になります。 農地の保有や農業経験等につきましても要件を十分に満たしておりますし、中山間の支払いも継続されております。 ●●自身、しっかり農業されている方ですし移転されることで、この農地が放棄されるとかということもないだろうと判断できるかと思います。 現地のほうにつきましては、高橋亀一郎委員に立会していただきます。 高橋委員、何かありましたらよろしくお願いします。
高橋（亀）委員	元々は●●の土地で交換をしていたようです。その後も●●が耕作していますので問題はないかと思います。
事務局	ありがとうございます。 3 条案件につきまして引き続き説明をさせていただきます。 農地法第 3 条の規定による許可申請書 譲渡人： 譲受人： 対象地： 面 積： 地 目： 契約内容： こちらの方は以前に 3 条申請が出ておりまして、●●での所有権移転の案件の中の 1 筆が文丸の茶堂のところにかかっていた土地で、茶道が建っている場所も農地になっておりました。 茶道も一緒に 3 条でということで少し異議が生じまして、●●と文丸部落と教育委員会、農政係とも話をしまして、所有者である●●からまずは部落のほうに寄付ができないかお話をさせていただいて、部落の方からは農地を所有する地縁団体の所有もしておりませんし、それを取得してまで茶道の土地の管理をすることはできません。

	という回答がありその後、●●からは教育委員会に対して土地の譲渡という話をしていただき教育委員会の方から、町の方に譲渡を受けてもよろしいかという話をさせていただいて町と成立しました。 分筆作業も町の方で●●という番地、町有地に変更になりました。 残った●●というところがゆず畑になっておりまして、●●から●●に譲りたいということで今回改めて3条の案件として申請が出てきております。 場所的には30、31ページの航空写真にありますように、茶道の隣にゆずの木が植わっております。 実際に農地の管理についてはご両親がしていますが、名義については●●に引継ぐ様に伺っております。 現地につきましては中平委員さんに立会していただきました。 中平委員、何か御意見ありましたらよろしくお願いします。
中平委員	特に問題はないです。
事務局	ありがとうございます。 この2件につきまして説明は以上です。 宜しくをお願いします。
中平会長	ありがとうございました。 今、それぞれ説明をしていただきましたし、調査員さんの現地確認もしていただいておりますが、委員の皆さん何かありましたら。
岡林委員	ありません。
中平会長	それでは、まず第1号議案農地法第3条の規定によります許可申請の件、2件ありますけれども、御承認いただきます方をよろしくお願いしたいと思います。
	農業委員、挙手全員
中平会長	はい、ありがとうございました。 それでは続きまして、第2号議案、農地法第4条第1項の規定によります許可申請につきまして事務局の説明をお願いします。
事務局	第2号議案、4条の説明をさせていただきます。 この案件の前に、少し皆さんにお伝えする事がありましてこの後4条、5条で出てきます農振農用地の除外申請に関わる案件が3件ほど入っております。 この3件につきまして、県の除外協議が今日の時点ではっきりとした返事をいただいております。 県から今朝の回答で、今日の日付になるか29日になるかというお話をいただいております、29日となりますと農業委員会後に県の許可が下りてしまう事になりますので許可が出せない状況になります。 29日になった場合は申し訳ございませんが農業委員の皆さんだけで臨時総会という形でこの3件について、改めて御審議させていただきます。

	今回、現地確認していただいた委員さんもいらっしゃいますので、事の内容等を説明して一度この定例会で諮らせていただきたいと思います。 状況がはっきりしてませんので、また改めて全員を集めて審議をかけるということにならないかと思いますので、本日、説明をさせていただきますのでそれを持って許可日の設定をしたいと思います。 4条のお墓については保健所の日付のこともありますので、許可書を出せないというところではありますが、審議の日付だけは県の同意以降でないといけないので1回ここで説明をさせていただき、もし26日付で県の同意が決定しましたら採決とさせていただきます。 よろしくお願いいたします 第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請 申請人： 対象地： 地目： 転用地目： 面積： 理由： 62ページ、63ページ用地の図面の方にありますように、現地のほうで確認したところ実は山林にかかってたということが分かり、環境整備課の方で測量を受けまして農地に係る面積を図り直しております。 墓地予定地、墓地の方については、66、67ページ。 保険所の手続も同時に行っておりまして、近隣の方の同意もいただいております。 道路を隣接する関係がありますので、県の土木事務所の許可、保健所の許可申請の書類となっております。 現地確認は中平委員さんに立会をしていただきました。中平委員、御意見ありましたらよろしくお願いいたします。
中平委員	特にありません。
事務局	ありがとうございます。 引き続き2件目のほう、説明させていただきます。 第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請 申請人： 対象地： ：

	地目 : : 面積 : : 転用目的 : 理由 : 37 ページが許可申請書になり、顛末も提出いただけてますが平成 15 年頃に植林をしたという内容です。 以前、●●から●●に譲られる際に山林として非農地という申請が出来ておりましたが、現地の木の樹齢を予測すると高さが 20 年を超えている木ではないという事で確認したところ、平成 15 年頃に植林をした場所だという事が分かりまして4条申請として再度提出していただいた案件になります。 植林もされて畑に戻すのは難しい状況なので、●●の名義の中で転用するということで、届出が出ております。 現地の方は同じく中平勝也委員に立会をしていただきました。 中平委員、何かご意見ありましたらお願いします。
中平委員	前回、雪が降ってる時期に現地確認をしてその際に 20 年は経ってないというような事だったので今回、別の手続きで提出されたので問題ないと思います。
事務局	ありがとうございます。 続きまして3件目、農振農用地除外後のお墓の転用案件になります。 第2号議案、農地法第4条第1項の規定による許可申請 申請人 : 対象地 : 地目 : 転用地目 : 面積 : 理由 : (議案書を見ながら場所の説明) 99 ページ、お墓の計画の方も提出いただけておりますし、現地の方も杭打ちをしております。 保健所とかに使う近隣の同意もいただけておりますし、農振除外の関係で書類一式を整えて提出してますので、不備があれば県の許可が下りないので妥当性はあると判断しております。

	現地確認は高橋亀一郎さんに立会していただきました。 高橋委員、何かご意見ありましたらよろしくお願いします。
高橋（亀）委員	特にないです。
事務局	以上になります。よろしくお願いします。
中平会長	はい、事務局のご説明をさせていただきました。 これ、県の方の同意がこない限りは審議できないという事ですよ。
事務局	そうです。 日付が入ったものがまだ県の方から連絡がきてないので、●●につきましては、今日審議していただいても結果が無効になる可能性はあります。
中平会長	そしたら、●●と●●の件について承認をさせてもらっていい訳ですか。
事務局	1、2、3 件目についてはそれぞれ審議いただいて、3 件目につきましては日付が 29 日になった場合には今回いただいた審議は無効とさせていただいて、改めて臨時の会を開催させていただく形にします。 もし、26 日の日付で県の方から連絡があれば今日の会でいただいた審議を元に許可を出すという形を取りたいと思いますので一度は通常通りご審議いただければと思います。
中平会長	はい。それでは、委員の皆さん、何か御意見ございましたら。
	異議なし。
中平会長	はい、ないようでしたら第 2 号議案の第 4 条第 1 項の規定によります許可申請 1 件目●●の件ですが、これにつきまして御承認いただきます方の挙手をお願いします。
	農業委員、挙手全員
中平会長	ありがとうございました。 同じく第 4 条第 1 項の規定によります許可申請、2 件目の●●の件ですがご承認いただきます方の挙手をお願いします。
	農業委員、挙手全員
中平会長	ありがとうございました。 3 件目の●●の件ですが、県の同意が 26 日の日付になるか 29 日の日付になるかという事ですけど、一応採決させていただいて 29 日になれば再度、審議させていただく事にさせてもらいたいという事ですがよろしいでしょうか。 それでは、3 件目の●●の件ですがご承認いただきます方の挙手をお願いいたします。
	農業委員、挙手全員
中平会長	ありがとうございました。 それではそういうことで県の同意の方、今日の日であればそれで決定になる訳

	ですけれども、29 日になれば再度協議をさせていただくという事でよろしいでしょうか。
	異議なし。
中平会長	それでは第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定によります許可申請につきまして、事務局の説明をお願いしたいと思います。
事務局	3 号議案、5 条案件ですけれども、これも先ほど御説明させていただいた農振除外案件です。 2 件とも農振除外案件で県の連絡がない状態ではございますが、一度御審議をお願いします。 農地法第 5 条の第 1 項の規定による許可申請書 譲渡人 : 譲受人 : 対象農地: 登記地目: 面積 : 利用状況: 転用の目的: 1 件目につきましては農地を宅地として譲渡をされたい案件です。 農振除外につきましては●●が申請者として提出され、実際に現地の方は町営住宅が建っております。 平成 16 年の若者定住町営住宅建設事業に対して、●●から申請があり●●が確保した土地に対して町営住宅を建てるという制度でした。 当時、その際に畑、宅地等の確認をしないまま、建築をしてしまったという事例でもありました。 （議案書を見ながら場所の説明） 現地確認は川上厚志委員に立会をしていただきました。 川上委員何かご意見ありましたらお願いします。
川上委員	特にありません。
事務局	はい、ありがとうございました。 農地法第 5 条の第 1 項の規定による許可申請書 譲渡人 : 譲受人 : 対象農地:

	登記地目： 面積： 転用地目： 転用の目的： 2 件目につきましては、●●から●●に宅地として農地を転用したいという農振除外の案件です。 こちらにつきましても、宅地、用地として農振除外にかけて改めて家を建てるというところで一度、農振除外に際にご審議いただいた案件です。 159 ページの方に場所の位置図、分筆作業は終わってるようです。 農地は実際に田んぼをやっていたところなので、面積は減るわけですが周辺、宅地回りの水路につきましては再度、建築後、復活をさせるという話は聞いております。 現地確認は岡林委員に立会をしていただきました。 岡林委員さん、何かご意見ありましたらよろしくお願いします。
岡林委員	特にありません。
事務局	はい、ありがとうございます。 第 3 号議案の 5 条案件の説明は以上になります。 よろしくお願いします。
中平会長	はい、説明が終わりましたが委員の皆さん、何かございましたらお願いしたいと思っております。 以前に、2 件それぞれ説明をしていただいておりますので内容は充分お分かりだと思いますけれども、よろしいですか。 他にないようでしたら第 3 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定によります許可申請につきまして 2 件、御承認いただきます方の挙手をお願いしたいとします。
	農業委員、挙手全員
中平会長	続きまして第 4 号議案、非農地証明願につきまして事務局の説明をお願いいたします。
事務局	第 4 号議案 非農地証明願 願 人： 申請地： 地 目： 面積； 理 由： はい、第 4 議案の非農地証明願について説明をさせていただきます

	●●の●●ですがこちらのほう実際に宅地化されております。 昭和 57 年の時点で農地として利用していない中で、家が建っている状況です。 (議案書を見ながら場所の説明) 売地として看板を立ててた場所で、家屋自体を売らなかったようでしてその際に農地であることが分かり、売却をするにあたって土地を整えておかないといけないという事で非農地証明が出ております。 現地確認は農業委員の白石委員、推進委員は中平勝也委員に立会していただきました。 白石委員、何かご意見ありました宜しくをお願いします。
白石委員	宅地になって何年になりますし、農地としても使えるような状態ではなかったです。
事務局	はい、ありがとうございます。 中平委員、何かご意見ありましたら。
中平委員	農地であったのは昭和の頃なんで、今更農地にというのはあり得ないと思われます。
事務局	はい、ありがとうございます。 引続き説明させていただきます。 第 4 号議案 非農地証明願 願 人： 申請地： 地目： 面積； 理 由： こちらの非農地証明願につきましても、母屋が昭和 58 年倉庫の方も平成 12 年に建築をしてしまった案件になります。 構図 180 ページのほうには分筆後が記載されていますが、少し前までは●●番地として 1 つの大きな土地でした。 水路等の番地をいれた際に分筆作業をしたようですが、実際に畑として利用しているのは●●のところだけで、それ以外には構造物が建っている状況になっておりまして、非農地証明願がでております。 183 ページの航空写真では、ちょうど建物の下に水路が入っている状況になっており他の場所が農地として残っている部分があるので分筆をしております。 現地につきましては上田委員と高橋亀一郎委員に理解をしていただきました。 ご意見ありましたらよろしくお願いします。

上田委員	ありません。
事務局	高橋委員。
高橋（亀）委員	家がすでに建っているのです。
事務局	ありがとうございます。以上になります。
中平会長	それぞれ、委員さんの方で現地の確認をしていただいておりますが、何かご意見ありましたら。よろしいですか。
委員	はい。
中平会長	ないようですから、第４号議案非農地証明願２件につきまして御承認いただきます方の挙手をお願いいたします。
	農業委員、挙手全員
中平会長	はい、ありがとうございました。 それでは以上をもちまして、本日の議案につきましては全て終了いたしました。 ありがとうございます。 次回の予定を確認しておきたいと思いますが。
事務局	12月24日の金曜日10時はどうでしょうか。
中平会長	12月24日ということでよろしいですか。 時間も道路の凍結の事もありますので、10時からの予定でよろしく願います。 委員さんの方で他に何かありませんか。
	ないです。
中平会長	はい、ないようでしたら以上で11月の定例会は終了させていただきます。 どうもありがとうございました。
	議事録署名